



# News 3月号 News 3月号

麻布M&amp;Aセンター・株式会社叶光 (ToKo)

飯島総合会計事務所

発行人/飯島 一郎 今月編集者/内村 知子

〒106-0046 東京都港区元麻布3-2-19-4F

Tel : 03-5775-1631 Fax : 03-5775-1632

URL : <http://www.is-tax.co.jp/>

## ★新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 雇用調整助成金★

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象。休業の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用。

- ・休業等の計画届の事後提出が可能。
- ・生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。
- ・最近3か月の雇用指標が対前年比で増加しても助成金の対象となる。
- ・事業所設置後1年未満の事業主についても助成金の対象となる。

## ★新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)★

厚労省より新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業により影響を受ける労働者を支援する為、労働者を有給で休ませる企業に対し助成する仕組みを設ける予定をしていると3月2日にプレスリリースされております。

## ★時間外労働改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)★

新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務であることから、時間外労働改善助成金の特例コースが設けられる予定です。新型コロナウイルス感染拡大防止として臨時休業した小学校等に通う子および風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子の世話をを行うことが必要になった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主への助成金になっております。

## ★2020年4月施行改正民法が経営者に与える影響★

### ・消滅時効の変更

改正民法では、債権の消滅時効は原則として「債権者が権利を行使できることを知ったときから5年」に統一されます。

・個人の根保証契約には極度限度額設定が必要になります。

新年度に入りいろいろ改正が入ります。情報収集に努めてまいりましょう。

## ★コラム(飯島のつぶやき)★ 悪口は受け取らないと相手に戻る

昔あるところに、お釈迦様が多くの人たちから尊敬される姿を見て、ひがんでいる男がいました。

「どうして、あんな男がみんなの尊敬を集めるのだ。いまましい」男はそう言いながら、お釈迦様をギャフンと言わせるための作戦を練っていました。

ある日、その男は、お釈迦様が毎日、同じ道のを散歩に出かけていることを知りました。そこで、男は散歩のルートで待ち伏せして、群集の中で口汚くお釈迦さまをののしってやることにしました。

「お釈迦の野郎、きっと、おれに悪口を言われたら、汚い言葉で言い返してくるだろう。その様子を人々が見たら、あいつの人氣なんて、アツという間に崩れるに違いない」そして、その日が来ました。

男は、お釈迦さまの前に立ち足はだかつて、ひどい言葉を投げかけます。お釈迦さまは、ただ黙って、その男の言葉を聞いておられました。弟子たちはくやしき気持ちで、「あんなひどいことを言わせておいていいのですか?」とお釈迦さまにたずねました。それでも、お釈迦さまは一言も言い返すことなく、黙ってその男の悪態を聞いていました。

男は、一方的にお釈迦さまの悪口を言い続けて疲れたのか、その場にへたりこんでしまいました。どんな悪口を言っても、お釈迦さまは一言も言い返さないで、なんだか虚しくなってしまったのです。

その様子を見て、お釈迦さまは静かにその男にたずねました。「もし他人に贈り物をしようとして、その相手が受け取らなかった時、その贈り物は一体誰のものだろうか」

こう聞かれた男は、突っぱねるように言いました。「そりゃ、言うまでもない。相手が受け取らなかったら、贈ろうとした者のものだろう。わかりきったことを聞くな」男はそう答えてからすぐに、「あっ」と気づきました。

お釈迦さまは静かにこう続けられました。「そうだよ。今、あなたは私のことをひどくののしった。でも、私はそのののしりを少しも受け取らなかった。だから、あなたが言ったことはすべて、あなたが受け取ることになるんだよ」

### 今月の一言

『朝の掃除は心の準備運動やで!』

NHK朝の連続ドラマ「スカーレット」で信楽窯業研究所の掛井先生の言葉です。朝来たら、掃除から始めたらいい。その日の仕事が楽しくなる。